

自宅敷地内への 建設型応急住宅のご案内

令和8年熊本地震で住宅に大きな被害を受けた方で、農業・畜産業などの生業やその他の事情により、自宅敷地内での居住が必要な場合、自宅敷地内へ建設型応急住宅（仮設住宅）を設置できる場合があります。



✓ 対象となる方 次のすべてに該当する方が対象です。

- 1** 住家が全壊し、
居住する住家がない方



※罹災証明などで「全壊」と判定された方

- 2** 住家が半壊以上であって、
住家として利用できず、
やむを得ず解体する場合

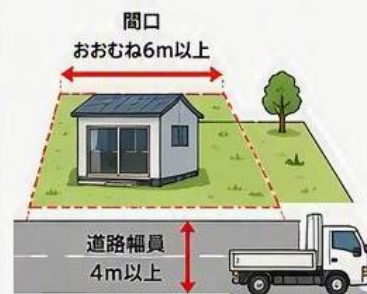


※罹災証明などで「半壊」以上と判定された方が対象です。

- 3** 農業・畜産業などの
生業や、その他の事情により、
自宅敷地内での居住が
必要な方



- 4** 自宅敷地内に仮設住宅を
設置できる要件を満たす方



- 敷地が接している道路の幅員が4m以上
- 敷地の間口がおおむね6m以上
- 搬入経路が確保できること
(その他、個別の条件があります)

※個別の事情を確認したうえで判断します。

制度のポイント



仮設住宅の
設置・撤去費用は
公費で負担します。



入居期間は、
原則として
入居日から
2年以内です。



光熱費等は
入居者の負担と
なります。



供与の可否は、
個別の事情や
敷地条件等を確認して
決定します。

※詳細は、市町村窓口でご確認ください。



まずは市町村へご相談ください

自宅敷地内への建設型応急住宅の利用を希望される方は、まずお住まいの市町村窓口へご相談ください。市町村が事情や敷地状況を確認し、県と協議のうえ手続きを進めます。

相談
窓口

お住まいの市町村の窓口へご相談ください
宇土市すまい再建支援室すまい再建支援班
0964-27-6647